

海洋汚染防止法等の一部改正について

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

今回の海防法の改正等による船舶排ガスの 大気汚染の防止に係る施策

◎原動機の窒素酸化物放出基準の段階的強化

- ・例（機関の回転速度が130/分未満の場合。1kw時当たり。）
 - －1次規制（～2010年）：17.0g以下
 - －2次規制（～2015年）：14.4g以下
 - －3次規制（2016年（予定）～）：3.4g以下
- ※プレジャーボート等は3次規制の対象外。
- ・以上を今後政令改正により規定していくとともに、法律上の文言について対応可能なように整理。
 - ・この他、燃料油の品質基準（硫黄分）の段階的強化についても、政令改正により規定。

◎窒素酸化物放出規制の対象原動機の拡大

- ・国際航海用船舶の原動機のうち改造可能なものについて、規制の適用を開始。

※その他、試験用原動機に係る適用除外等

マルポール条約附属書Ⅳの改正

国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会
（MEPC58）〔平成20年10月〕において
採択され、改正内容が確定

(参考)

国際海事機関（IMO）における
マルポール条約の1997年議定書（附属書VI）の審議経緯

時期	内容
1988（昭和63）年3月 第26回MEPC	ノルウェーより船舶からの大気汚染防止を検討課題とすることが提案され、合意。
1990（平成2）年11月 第30回MEPC	船舶からの大気汚染防止をマルポール条約に新附属書として取り入れることに合意。翌年から具体的な審議を開始。
1997（平成9）年9月 マルポール条約締約国会議	硫黄分の基準、発効要件等についての審議を経て、マルポール条約に附属書VIを追加する1997年の議定書を採択。なお、将来の技術水準の向上を踏まえて、発効後に規則を見直すこととされていた。
2005（平成17）年	附属書VI発効（⇒我が国でも海防法を改正）
2008（平成20）年10月 第58回MEPC	附属書VI改正案を採択
2010（平成22）年	附属書VI改正発効（⇒今回の海防法等の改正）

国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）

：船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立（設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称。）。

海洋環境保護委員会(MEPC: Marine Environment Protection Committee)

：IMOに設置される5つの委員会のうちの1つ。船舶に起因する海洋汚染の防止及び規制に関する事項について検討。